



社福の参加引き続き検討へ ～医療法人、社福一体運営の新型法人制度創設に向けた議論～

◆複数の医療法人や社福が一体となって医療、介護を提供する新型法人制度創設に向け検討を進めている、医療法人の事業展開等に関する検討会（座長：田中滋／慶大大学院経営管理研究科教授）が先月27日に開催され、新型法人の参加対象から社福を除く検討案が厚労省より示されました。

新型法人制度は、医療法人や社福等を一体的に経営することで、医療と介護を切れ目なく提供するとともに、法人間での資金融通や人事異動を通して経営の効率化を図ることなどを目的に議論が行われていました。

昨年の成長戦略などに新型法人制度創設が盛り込まれたことから同検討会で1年余り議論が進められてきましたが、委員からは「社福を新型法人の支配下に置くことには無理がある」「なぜ新型法人が必要なのか」という議論が抜けているなどといった否定的な意見が出されていました。今回の方針はこうした委員からの意見が反映されていると思われる。

一方、今回の総選挙で自民党が示した公約では「同じ地域にある病院・社会福祉施設を一つのグループとして経営する」といった方針を示しており、社福の参加が見送られるのかどうか注目されます。

（参考：厚労省HP／福祉新聞）

非営利新型法人制度創設に向けた検討事項(抜粋)

<参加法人の範囲>

⇒地域における病院や診療所などの医療事業を実施する法人とし、社福の具体的な取扱いについては引き続き検討する。

<地域内の介護事業を実施する者の参加について>

⇒介護事業を実施する者については、社福制度改革でも議論されている公益性・非営利性を確保する観点から厳しい規制が講じられていることを踏まえれば課題があるとの考え方がある一方、地域包括ケア推進の観点から介護事業を実施する社福等も対象とする考え方があり、引き続き議論が必要。

<新型法人の透明性の確保>

⇒新型法人は複数の法人における統一的な事業実施方針の決定等を行う法人であり、その活動は地域へ大きな影響を及ぼすことから、透明性を確保するため、公認会計士等による外部監査の実施やホームページ等による財務諸表の公告を義務付けてはどうか。なお、会計基準の異なる多様な法人が参加することに伴う技術的な課題も検討する。

介護報酬引き下げか ～特養中心に2～3%～

◆報道によると、来年度に予定されている介護報酬改定について、政府は引き下げの方向で検討していることが明らかになりました。介護報酬改定は原則3年ごとに行われ、実際に引き下げが実施されると9年ぶりになります。

介護報酬は介護サービスを提供した事業者が受け取る総収入で、1割を利用者が、残りは保険料や税金から賄われています。介護報酬が下がると利用者や公費の負担が減る一方で、事業者の減収となる他、低賃金で問題となっている介護職員の処遇にも影響があることが予想されます。このため前号で既報の通り、処遇改善加算は存続させ、職員1人月1万円程度の引き上げを実施することが審議会で検討されており、更なる人手不足を招かないよう配慮する方針です。

引き下げの議論は、特養等の収支差額が高いことを背景に財務省が提案していました。同省は10月に開催された審議会の中で6%程度のマイナス改定を要求していましたが、下げ幅を最小に抑えたい厚労省との間で調整が続いている模様で、実際には▲2～3%になるのではないかと報道されています。今後、予算編成で最終的に決定され来年4月から実施といった流れになります。

（参考：朝日新聞／毎日新聞ウェブ／東京新聞ウェブ／日経新聞ウェブ）

子育て支援員、研修科目案公表へ ～専門研修も義務付け、質確保図る～

◆来年4月から新設される子育て支援員(以下「支援員」という。)について、研修内容などを議論している「子育て支援員研修制度に関する検討会」(座長：汐見稔幸／白梅学園大学長)が16日に開催され、研修の要綱案が示されました。研修内容は、子育て支援に必要な知識などを学ぶ基本研修と怪我の応急処置など、支援員として各事業所に従事するために必要な知識を学ぶ専門研修から構成されています。

支援員は来年度から始まる子ども・子育て支援新制度において、不足する人材を確保することなどを目的に新設されるもので、その担い手として子育て経験のある主婦や職業経験のある人などを対象としています。研修は都道府県や市区町村等が全国一律基準で行い、研修を修了すれば支援員になることができます。

新制度では量拡充とともに質の充実も図っていく方針で、支援員研修の議論でも検討されていました。専門研修の中には、現場実習を義務付けるものがある他、都道府県に対して定期的なフォローアップ研修の実施を求める等、質の確保に向けた取り組みが盛り込まれているものがあります。今後、厚労省が正式に決定して来年4月から認定が始まりますが、支援員の制度がどれほど広まるかが注目されます。

（参考：厚労省HP／NHKニュース／朝日新聞ウェブ）

支援員研修の流れ

基本研修

- 子ども・子育て家庭の現状
- 子どもの発達
- 保育の原理
- 子どもの障害 等

+

専門研修

- (就労先に合わせて選択)
- 放課後児童コース
 - 社会的養護コース
 - 地域保育コース
 - 地域子育て支援コース

↓

修了証受領後支援員へ